

基本理念 (第3条)

1 子どもの権利擁護

一人ひとりの子どもにとって、一番よいことは何かを考えます

2 子育て支援

一人ひとりの子どもの主体的に生きる力を育みます

3 子育て支援

一人ひとりの子どもに寄り添い家庭を丸ごと応援します

枚方市は、誰ひとりとり残すことなく、一人ひとりの子どもに寄り添った仕組みを構築するために次の基本方針に基づき、子どもや子育て家庭を支援します。

基本方針 (第4条)

- 医療、保健、福祉および教育の各分野に携わる者が連携し、総合的な支援をすること。
- 乳幼児期から青年期に至るまでの間において継続的な支援をすること。
- 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって重層的な支援をすること。

総合的、継続的、重層的な支援を

届けることができるよう

市の保有情報を有効に活用するよ



ひとりで抱えないで…

枚方市 子どもの育ち見守りセンター ととなな ☎ 050-7102-3221 FAX 072-846-7952

月～金(祝日、年末年始除く) 9時～17時30分

おうちのこと、友達のこと、自分のことなど、様々な相談にのります。保護者の方の相談もお受けします。“ととなな”には「いつもあなたのととなりになりますよ」という意味が込められています。

身近な存在として、気軽に相談してみてください。

枚方市教育委員会 子どもの笑顔を守るコール

いじめ専用ホットライン ☎ 072-809-7867

月～金(祝日、年末年始除く) 9時～17時

いじめのことについて電話で相談できます。

上記の時間以外に相談したい方(24時間365日)

枚方市 子育ていつでも電話相談

☎072-850-7337 <保護者向け>

大阪府 子ども専用フリーダイヤル

☎0120-7285-25 <子ども向け>

子ども専用 LINE相談

(すこやか相談@大阪府) 毎週月曜日17時～21時

学校から配られているカードや学校に掲示されているポスターにQRコードがあるので、読み取るとLINEで相談ができます。

このリーフレットに関するお問い合わせ

枚方市子どもの育ち見守りセンターととなな (サンプラザ3号館4階)

☎ 050-7102-3235 FAX 072-846-7952

✉ kodomocenter@city.hirakata.osaka.jp

「子どもを守る条例」は、ホームページからご覧いただけます。



枚方市

子どもを守る条例

一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに

成長できるまちをめざして

令和3年3月31日施行

一人ひとりの子どもに寄り添ったきめ細やかな支援

を行い、社会が一体となって子どもを守るために、

「子どもを守る条例」を施行しました。



枚方市「ほじへん」

かくしゅたい やくわり 各主体の役割

ひらかたし せきむ 枚方市の責務

しゃかいぜんたい まも
社会全体で子どもを守るために
リーダーシップをとり多様な主体と連携し、
りょうりつ しえん おこな
必要な支援を行います。

しゃかい いったい まも
社会が一体となって子どもを守るよう、
じょうれい ひろ はっしん
条例を広く発信します。



ちいきじゅうみん 地域住民

あんぜん せいかつ ちいき おこな
子どもが安全に生活できる地域づくりを行います。

こうりゅう きかい
子どもとの交流の機会をつくります。

こそだ かに おうえん
子育て家庭を応援します。

おとな やくわり 大人みんなの役割

つぎ りかい
子どもが次のことを理解したり
こころ ちから ぞだ とく
心や力が育つように取り組みます。

1. 自分の権利が尊重されること
2. 自分の思いを伝えたり相談したりすること
3. 自分を大切にすること
4. ほかのひとを大切にすること
5. 社会的に自立していく主体性を育むこと



ほごしゃ 保護者

こま なや ひつよう きょうりょく
困ったときや悩んだときは必要な協力を
もと たいせつ
求めることが大切です。

あんしん せいかつ かんきょう とどの
子どもが安心して生活できる環境を整え、
せいちょう ささ
子どもの成長を支えます。

がっこうえん 学校園など

せいちょう ぞだ ささ
子どもの成長にあわせて育ちを支えます。

あんぜん かくほ
子どもの安全を確保し、
かだい そうき き ひつよう しえん おこな
課題に早期に気づき必要な支援を行います。

ほごしゃ こそだ おうえん
保護者の子育てを応援します。



じぎょうしゃ 事業者

しごと こそだ りょうりつ
仕事と子育ての両立を
しえん
支援します。

あんしん す
子どもが安心して過ごせるまちに
きょうりょく
なるように協力します。



まも たいせい 子どもを守る体制づくり

① 相談体制の充実

市は、子どもの最善の利益を尊重するため、
子どもからの相談はもとより、広く子どもに
関する相談について、安心して相談することが
できるよう、相談体制の充実を図ります。

② 子どもの社会参加の推進

市は、子どもの主体的に生きる力を育むため、子どもの社会
参加や意見表明を促進するための機会の確保を進めます。

③ 継続的な子育て支援の充実等

市は、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を
推進するため、相談・支援体制の充実や、子育て家庭を
支える場の提供などを行います。

